

【入札関係注意事項】

1 入札書の作成、提出等について

- (1) 入札は、所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。
- ① 入札書には、入札金額、業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
 - ② 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
 - ③ 「入札金額」は、アラビア数字により記載し、訂正してはならない。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ④ 「住所及び氏名」は、次の区分により正確に記載しなければならない。
ア 代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
イ 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。
- (2) 入札者は、入札物件、契約条項等及び県の担当から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し封筒に入れて提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
- (4) 郵便（書留郵便に限る。受領期限までに必着のこと。）による入札は認める。
- (5) 入札は、価格競争方式（入札後審査形式）で行う。

2 無効入札

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札
- (3) 同一人が同一物件に対してした2通以上の入札
- (4) 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - ① 鉛筆、その他の容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
 - ② 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの
 - ③ 「入札物件」で物件名の記載のないもの又は記載を誤ったもの
 - ④ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの
- (6) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

3 落札者の決定等に関する事項

(1) 落札候補者の決定方法等

- ① 開札時には、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
- ② 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全入札参加者について、提出された書類の審査を行うものとする。
- ③ ②の審査は、原則として、開札後直ちに行うこととし、この時点で参加資格要件を満たした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。
なお、入札参加者が入札参加資格のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。
また、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、くじにより第1順位の落札候補者を決定するものとする。
- ④ 落札候補者を決定した場合、全ての入札参加者に対して、落札候補者の決定を通知する。
- ⑤ (2)の①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、次順位者を落札候補者として決定する。

(2) 落札者の決定方法等

- ① 落札候補者から提出された書類の審査を行い、審査の結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者から書類の提出を求め、審査を行うものとする。
なお、落札者が決定するまで順に同様の手続を行うものとする。
- ② ①の審査及び落札決定は、原則として、開札後直ちに行うものとする。
- ③ 落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して、落札決定の通知を行うとともに、落札者に対して電話連絡を行うものとする。

4 落札価格

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とする。

この場合において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

5 契約の締結

落札者は、令和6年4月1日付けで、県が指定する契約書により契約を締結するものとし、この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

6 その他

- (1) 搬入、設置、取り扱い説明及び仕様書に示す条件を満たすための一切の経費を含むものとする。

- (2) 代理人による入札を行う場合は、必ず委任状を持参すること。
- (3) 入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。また、入札事務の適正化を図るため、徳島県情報公開条例に基づく文書公開の請求があつた場合には、入札代理人の氏名を公開することとしますのであらかじめご承知おきください。

7 問い合わせ先

徳島県立二十一世紀館 総務担当 担当名 岡田 (電話番号) 088-668-1111